

新東名高速道路建設促進期成同盟会規約

(名称)

第1条 本会は、新東名高速道路建設促進期成同盟会（以下「同盟会」という。）と称する。

(目的)

第2条 同盟会は、本県内の新東名高速道路（第二東海自動車道）の建設促進及び利活用の促進に努め、ひいては県土の均衡ある発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 同盟会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係各省庁等への要望、陳情活動
- (2) 世論の喚起及び協力態勢の確立
- (3) その他、目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 同盟会は、神奈川県及び別記市町の首長及び総会で承認された者をもって組織する。

(役員)

第5条 同盟会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、同盟会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(顧問等)

第7条 同盟会は、顧問、参与及び常任幹事を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、同盟会の目的達成に必要な助言等を行う。
- 3 顧問及び参与は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 常任幹事は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条 同盟会の総会は、年1回開催し、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、事業計画、予算等同盟会の目的を達成するための重要な事項を審議決定する。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第9条 同盟会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、同盟会の構成団体の職員をもって構成し、会長が委嘱する。
- 3 幹事会は、会長の命を受けて、第3条に規定する事務を処理する。

(協議会等の設置)

第10条 会長は、本会の活動において特に重要と認める事項について、協議会等を置くことができる。

- 2 協議会等の構成並びに事務内容は、別に定める運営要領によるものとする。

(事務局)

第11条 同盟会の事務を処理するため、神奈川県県土整備局道路部道路企画課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、神奈川県県土整備局道路部道路企画課長とし、会長が委嘱する。

(経費)

第12条 同盟会の経費は、県及び関係市町の分担金、その他の収入をもってあてることとし総会でこれを決める。

- 2 同盟会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、同盟会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成元年1月26日から施行する。
- 2 第11条の規定にかかわらず、昭和63年度及び平成元年度の経費は別途県事業予算によるものとする。

附 則

この規約は、平成11年6月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成21年7月3日から施行する。

附 則
この規約は、平成22年11月17日から施行する。

附 則
この規約は、平成24年10月31日から施行する。

別記

横浜市
川崎市
藤沢市
秦野市
厚木市
伊勢原市
海老名市
綾瀬市
松田町
山北町